

先進医療給付金について

対象共済制度：県民共済 生き生き 1500・2000・3000
県民共済 かがやき 2000・4000
県民共済 新こども

先進医療給付金

被共済者が、次の(1)から(5)のすべてに該当する場合は、各共済制度の保障内容にしたがい先進医療給付金をお支払いします。

- (1) 共済期間中に厚生労働大臣の承認した所定の高度の医療技術を用いた先進医療による療養を受けたこと
- (2) 別表「公的医療保険制度」の法律に基づく評価療養としてその療養を行うことが認められている保険医療機関で療養を受けたこと
- (3) 交通事故、不慮の事故または病気等の入院給付金が支払われた上記(2)の保険医療機関での入院中であること
- (4) 上記(3)の入院がそれぞれの入院給付金の支払対象となる入院期間を含むこと
- (5) 上記(1)の先進医療による療養を受けた日現在「高度の医療技術を用いた療養」として厚生労働大臣の承認を受けているものであること

公的医療保険制度

次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

先進医療給付金の取扱い

- (1) 先進医療給付金は、同一の交通事故、同一の不慮の事故または同一の病気等による場合は、保障年齢層ごとに定める給付金額（「新こども」は300万円）を限度とします。
- (2) 2回以上の交通事故、不慮の事故または複数の病気等を原因とする場合の通算限度はありません。

各共済制度の給付金額

県民共済活き生き 1500

先進医療技術料	給付金額				
	第1保障 年齢層	第2保障 年齢層	第3保障 年齢層	第4保障 年齢層	第5保障 年齢層
先進医療の技術にかかわる費用の額は、1万円未満の端数は切り上げて1万円単位とします。	250万円 限度	150万円 限度	100万円 限度	50万円 限度	50万円 限度

県民共済活き生き 2000

先進医療技術料	給付金額				
	第1保障 年齢層	第2保障 年齢層	第3保障 年齢層	第4保障 年齢層	第5保障 年齢層
先進医療の技術にかかわる費用の額は、1万円未満の端数は切り上げて1万円単位とします。	300万円 限度	200万円 限度	150万円 限度	100万円 限度	100万円 限度

県民共済活き生き 3000

先進医療技術料	給付金額				
	第1保障 年齢層	第2保障 年齢層	第3保障 年齢層	第4保障 年齢層	第5保障 年齢層
先進医療の技術にかかわる費用の額は、1万円未満の端数は切り上げて1万円単位とします。	500万円 限度	300万円 限度	200万円 限度	100万円 限度	100万円 限度

県民共済かがやき 2000

先進医療技術料	給付金額				
	第1保障 年齢層	第2保障 年齢層	第3保障 年齢層	第4保障 年齢層	第5保障 年齢層
先進医療の技術にかかわる費用の額は、1万円未満の端数は切り上げて1万円単位とします。	250万円 限度	150万円 限度	100万円 限度	50万円 限度	—

※第5保障年齢層は先進医療給付金の給付はありません。

県民共済かがやき 4000

先進医療技術料	給付金額				
	第1保障 年齢層	第2保障 年齢層	第3保障 年齢層	第4保障 年齢層	第5保障 年齢層
先進医療の技術にかかわる費用の額は、1万円未満の端数は切り上げて1万円単位とします。	500万円 限度	300万円 限度	200万円 限度	100万円 限度	—

※第5保障年齢層は先進医療給付金の給付はありません。

県民共済活き生き新こども

先進医療技術料	給付金額
先進医療の技術にかかわる費用の額は、1万円未満の端数は切り上げて1万円単位とします。	300万円限度

※「入院医療保障Ⅱ」の高度先進医療給付金につきましては、
請求受付0120-371066までお問い合わせください。